

意見提出者	ソフトバンクＢＢ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	医療現場における携帯電話端末の利用規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>「携帯電話端末による心臓ペースメーカー等の植込み型医療機器への影響に関する調査結果」にて、第3世代携帯電話端末（以下、「3G端末」という。）が、医療機器の動作にほぼ影響を与えないという報告が出ているにもかかわらず、第2世代携帯電話端末（以下、「2G端末」という。）の存在を理由として、利用規制は改定されていない。</p> <p>2G端末と3G端末が一律に規制されていること自体に問題があり、こうした規制により、治験スタッフ（CRC、事務局等）、製薬会社、MR、モニター等、リスクの高いエリアに行くことのないスタッフでも、院内での3G端末による通信が出来ない。</p> <p>このことが、製薬会社、薬剤部、治験管理センターへのスマートフォンやタブレット端末等の導入をためらわせている場合がある（一律に院内での利用を禁止している医療施設が多い）。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針（平成17年8月策定、平成22年5月改訂）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>2G端末の存在を理由として、「携帯電話端末及びPHS端末の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」では「植込み型医療機器の装着者は、携帯電話端末の使用及び携行に当たっては、携帯電話端末を植込み型医療機器の装着部位から22cm程度以上離すこと。」とされているが、現在の携帯電話端末は、ほとんどが3G端末（2010年4月末時点で携帯電話全体の98%）である。3G端末は800MHz帯のCDMA2000 1x/CDMA2000 1xEV-DOで、8cm以内、そのほかは3cmまで近づけないと医療機器の動作に影響を与えない、という調査結果もあるため、「携帯電話端末」と一括りにされている同指針を周波数帯や通信方式による分類で記述されるように改定すべきと考える。</p> <p>以上の措置により、手術室、ICU等リスクの高いエリアを除き、3G端末の利用規制を緩和すべきである。</p>